

別添

太良町設計業務等委託契約書

(経過措置：平成31年4月1日以後に契約を行うもので、
予定契約期間の末尾を令和元年10月1日以後とする契約用)

附 則

- 1 令和元年9月30日以前における前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 令和元年9月30日以前における部分払金の額の算定については、第36条の2第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（令和元年9月30日以前における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（令和元年9月30日以前における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第36条の2第6項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（令和元年9月30日以前における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（令和元年9月30日以前における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。